

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

収支報告書

(ふりがな)

- 政治団体の名称
- 主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名
- 会計責任者の氏名

じゅうみんしゅうおおさかふさかいしさいくだい1しぶ
自由民主党大阪府堺市堺区第一支部

堺市堺区大町東3-2-28 永本ビル2階

西村 日加留

宮崎 真由香

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 (現・候)
(選挙区) 選挙区

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

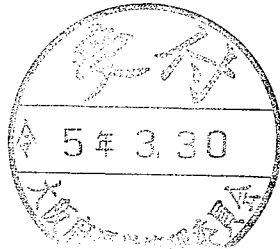
公職の種類 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで



団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
P10392R04R050330R				3920

1983

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分				
										①個人 2. 法人その他の団体 3. 政治団体				
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額									年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備考	
	十	百	千	万	千	百	十	百	千					円
西村 伴子				5	0	0	0	0	0	0	4.2.10	堺市堺区北丸保園3-1		
小寺 寿矢				5	0	0	0	0	0	0	4.3.3	豊中市上野西1-8-12	会社役員	
岸村 隆				5	0	0	0	0	0	0	4.3.4	岸和田市岸城町1-25-1103	会社経営	
辻野 善博				5	0	0	0	0	0	0	4.3.7	堺市北区長曾根町171-10	会社経営	
池田 典子				5	0	0	0	0	0	0	4.3.7	堺市堺区戎之町東2-1-38	官司	
田中 隆一				1	2	0	0	0	0	0	4.3.7	安芸郡東洋町河内203	会社経営	
中西 宏文				5	0	0	0	0	0	0	4.3.22	釧路市鶴ヶ岱1-6-6		
細谷 隆男				5	0	0	0	0	0	0	4.4.5	堺市堺区市之町東4-2-17	会計士	
天津 朗典				5	0	0	0	0	0	0	4.4.6	堺市堺区向陵中町2-6-10	医師	
岸岡 サトミ				5	0	0	0	0	0	0	4.4.12	豊中市庄内栄町2-11-3 1階	会社経営	
西村 眞悟				1	0	0	0	0	0	0	4.10.28	堺市堺区北丸保園3-1	団体職員	
この頁の小計				2	4	7	0	0	0	0				
その他の寄附				2	7	0	0	0	0	0				
合計				2	7	4	0	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目	金 額										備 考	
	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出											
	十億	百万	千	円								
1 経常経費												
(1) 人件費										0		
(2) 光熱水費										0		
(3) 備品・消耗品費					1	2	2	2	3	0	<	
(4) 事務所費										0		
小計					1	2	2	2	3	0		
2 政治活動費												
(1) 組織活動費					5	3	5	9	5	5	/	
(2) 選挙関係費										0		
(3) 機関紙誌の発行費 その他の事業費										0		
(ア機関紙誌の発行事業費)										0		
(イ宣伝事業費)					7	5	3	2	5	0	/	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)										0		
(エその他の事業費)										0		
(4) 調査研究費					1	3	6	9	9	0	/	
(5) 寄附・交付金										0		
(6) その他の経費										0	/	
小計					1	4	2	6	1	9	5	/
合計					1	5	4	8	4	2	5	/

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 宣伝事業費				(宣伝材料費)	
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考		
	十億	百万	千	円						
ポスター印刷代 (B2ポスター100枚)			500	000	4.2.9	中島弘文堂印刷所	大阪市東成区深江南2-6-8			
ポスター印刷代 (A1サイズ200枚、B2サイズ200枚)			204	400	4.10.26	オノ・プランニングオフィス	高槻市天神町1-6-24-2C			
事務所看板			205	700	4.12.16	オノ・プランニングオフィス	高槻市天神町1-6-24-2C			
事務所連絡看板			184	000	4.12.16	オノ・プランニングオフィス	高槻市天神町1-6-24-2C			
この頁の小計			644	100						
その他の支出			109	150						
合 計			753	250						

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 30 日

政治団体の名称 自由民主党大阪府堺市堺区第一支部

会計責任者の氏名

宮崎 真由香 (宮崎)

解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。